

平成 28 年度発達障害児者支援開発事業終了後報告書

実施主体：札幌市

委託先法人：社会福祉法人はるにれの里

1 事業名

支援機関の連携構築、支援のシステム化に向けた検討方法のモデル開発

2 事業要旨

近年、自閉症スペクトラム特性の啓発が進むにつれ、社会的ひきこもり、家庭内暴力、犯罪行為の中に、未診断であるが自閉症スペクトラム特性があることが疑われるケースについて、各方面から問合せ、リファー、コンサルテーション依頼が来るようになった。そういったケースの多くは自閉症スペクトラム特性のみならず、人格形成上の課題やこれまでの社会性やコミュニケーション等に係る学習経験、精神症状の併存などが複雑に絡み合っており、ケースへのアセスメントや、支援計画作成、そのための多職種連携が不可欠である。昨年度まで、こうしたケースへ Community Reinforcement and Family Training（以下、CRAFT）を応用してモデル的に用い、一定の効果をあげてきた。またその応用適用の手法を、広く専門家へ広げるための研修会も実施してきた。一方で、特に司法関係者と福祉などその他関係者との連携については、担当職員が転勤で頻繁に変わるといった機関の問題と、刑事事件の手続きは人権擁護の観点からも迅速にかつ個人情報に十分配慮しながら行われるべきという被疑者・被告人の人権擁護の問題、また、司法・福祉等連携のための法律が整いきっていないという問題などから、「互いに何をどこまでしてくれる機関なのか」「どういった制約や法的根拠を持った機関なのか」がよく見えず、連携がうまく進まなかったり、連携してみてもお互いに失敗経験となってしまったり、ということがあるとの声が、これまでの企画・推進委員会の中で多く聞かれていた。そういった声に対して、「関係者間のガイドブックをつくってはどうか」との意見も多数寄せられてきたが、「非常にデリケートな話題であり、文書として書けることと、運用上行っていることには開きがあると言わざるを得ない」「紙面に残すとなると内部で決裁を取らざるを得ず、手続きが複雑である」と、なかなかうまく進められない状況が昨年度までであった。これらの経過から、実際のケース共有において互いの役割や限界を実務者レベルでその場で確認するための可視化ツールを、各機関の匿名性などに充分配慮しながら開発することを目的とした。

発達障害児者支援モデル事業マネージャーが、職種や日常対象としている人が偏らないよう選定した専門職を企画・推進委員として、アンケート調査を実施することとした。アンケートは匿名で、またデルファイ法という方法を用いて実施した。アンケートの第 1 回目の送付・回収期間が平成 28 年 7 月 21 日～8 月 19 日、第 2 回目の送付・回収期間が平成 28 年 8 月 24 日～9 月 23 日だった。アンケートは、昨年度までの企画・推進委員会で話し

合われてきた課題を象徴する架空ケースを4例提示し、その事例を読んだ上で7つの質問項目に、「完全に同意しない」から「完全に同意する」までの9件法で回答するというものだった。それぞれの質問項目には自由記述欄が設けられていた。デルファイ法では匿名性を保ちながら回収された結果を、アンケート回答対象者が見て、さらに2回目、3回目と同じ質問項目に回答をしていく。この方法をとることで、立場や関係性に左右されずに、かつ他者の意見を参考にしながら、自身の意見を洗練させることができる。アンケートの回収率は1回目が63.6%、2回目が59.1%だった。数値データはいずれの質問項目においても、第1回目のアンケート結果よりも第2回目のほうが、両極への広がり狭まる傾向があった。また自由記述に書かれていた内容はKJ法を用いて集約され、質問項目ごとにトピックスがまとめられた。以上をふまえて、役割分担可視化ツールと補助シートが開発された。

役割分担可視化ツールと補助シートを用いて、委託先法人がコンサルテーションで関わった刑事事件事例について、個人が特定される情報を削除した上で、企画・推進委員会の中で2回事例検討をおこなった（尚、この事例の被告人本人からは筆者以外の専門職の間で処遇について検討することの同意を口頭で得ていた）。事例検討を通して、通常あまり知る機会が少ない、刑務所内の処遇内容や流れ、保護観察所の新たな事業を知ることができ、活発な議論が行われた。

今後、複数の専門家によりKJ法を再度行うことで補助シートの信頼性を高めたり、また事例検討を繰り返すことで役割分担可視化ツールを洗練させたりする予定である。その上で多くの専門家がこれらのツールを活用できるよう、ホームページへの掲載や専門誌への投稿を行う予定である。

3 事業目的

近年、自閉症スペクトラム特性の啓発が進むにつれ、社会的ひきこもり、家庭内暴力、犯罪行為の中に、未診断であるが自閉症スペクトラム特性があることが疑われるケースについて、各方面から問合せ、リファー、コンサルテーション依頼が来るようになった。そういったケースの多くは自閉症スペクトラム特性のみならず、人格形成上の課題やこれまでの社会性やコミュニケーション等に係る学習経験、精神症状の併存などが複雑に絡み合っており、ケースへのアセスメントや、支援計画作成、そのための多職種連携が不可欠である。

昨年度まで、こうしたケースへCommunity Reinforcement and Family Training（以下、CRAFT）を応用してモデル的に使い、一定の効果をあげてきた。またその応用適用の手法を、広く専門家へ広げるための研修会も実施してきた（平成25・26・27年度札幌市発達障害者支援モデル事業報告）。一方で、特に司法関係者と福祉などその他関係者との連携については、担当職員が転勤で頻繁に変わるといった機関の問題と、刑事事件の手続きは人権擁護の観点からも迅速にかつ個人情報に十分配慮しながら行われるべきという被疑者・被告人

の人権擁護の問題、また、司法・福祉等連携のための法律が整いきっていないという問題などから、「互いに何をどこまでしてくれる機関なのか」「どういった制約や法的根拠を持った機関なのか」がよく見えず、連携がうまく進まなかったり、連携してみてもお互いに失敗経験となってしまったり、ということがあるとの声が、これまでの企画・推進委員会の中で多く聞かれていた。そういった声に対して、「関係者間のガイドブックをつくってはどうか」との意見も多数寄せられてきたが、「非常にデリケートな話題であり、文書として書けることと、運用上行っていることには開きがあると言わざるを得ない」「紙面に残すとすると内部で決済を取らざるを得ず、手続きが複雑である」と、なかなかうまく進められない状況が昨年度までであった。

これらの経過から、実際のケース共有において互いの役割や限界を実務者レベルでその場で確認するための可視化ツールを開発することを目的とし、そのツールの開発の方法として機関の匿名性に十分に配慮することが、新たな課題として必要と考えられ、この点について今年度取り組むこととした。

4 事業の実施内容

(1) 役割分担可視化ツールの開発

デルファイ法を用いて多職種の価値観や考え方を集約し、事例検討会などで役割分担について討議する際使用できるツールを開発するようにした。

1) デルファイ法によるアンケートの実施

(a) アンケート対象者：当事者を除く企画・推進委員 22 人を対象として実施した。企画・推進委員会のメンバーについては、職種や日常対象としている人が偏らないよう、発達障害児者支援モデル事業マネージャーが選定した。

(b) アンケート実施期間：第 1 回目の送付・回収期間を平成 28 年 7 月 21 日～8 月 19 日、第 2 回目の送付・回収期間を平成 28 年 8 月 24 日～9 月 23 日とした。

(c) アンケート実施方法：昨年度までの企画・推進委員会で話し合われてきた課題を象徴する架空ケースを 4 例提示し（付録 1）、事例を読んだ上で以下の（あ）から（き）の質問に、「完全に同意しない」から「完全に同意する」までの 9 件法で、匿名により回答していただいた。またそれぞれ自由記述欄を設けた（付録 2）。

質問項目は以下のとおりであった。「Ⅰ. 成人の刑事事件において、被疑者段階から始まり全ての段階についておたずねします。（あ）一貫して、司法による経過観察・判断・場合によっては介入すること、が必要である。（い）一貫して、ケース全体のコーディネートが必要である。（う）一貫して、被疑者（または被告、受刑者）の家族への支援が必要である。（え）一貫して、本人への意思決定支援が必要である。」「Ⅱ. 成人の刑事事件において、

被疑者段階についておたずねします。」「Ⅲ. 成人の刑事事件において、矯正施設内での処遇段階についておたずねします。(か) 本人への専門的な治療教育や支援が必要である。お精度の高い本人及び環境のアセスメントと、それに基づく治療教育計画が必要である。」「Ⅳ. 成人の刑事事件において、矯正施設から出所に向けた準備や引き継ぎについておたずねします。(き) 退所後の生活を見越した環境調整と引き継ぎが必要である」。第 2 回目のアンケートは、第 1 回目のアンケート結果を同封しそれを参考にしながら回答してもらった。

2) アンケート調査の結果

アンケートの回収率は 1 回目が 63.6%、2 回目が 59.1%だった。全 2 回のアンケートの数値データの集計結果は図 1~4 のとおりである。数値データはいずれの質問項目においても、第 1 回目のアンケート結果よりも第 2 回目のほうが、両極への広がり狭まる傾向があった。自由記述については KJ 法を用いて、質問項目ごとにトピックスをまとめ、役割分担可視化ツールの補助シートをつくった (図 5~6)。

以上の結果をもとに、実際のケース共有において互いの役割や限界を実務者レベルでその場で確認するための役割分担可視化ツールをつくった (図 7)。

(2) 役割分担可視化ツールを用いた実際の事例検討

委託先法人がコンサルテーションでかかわった刑事事件事例について、個人が特定される情報を削除した上で、企画・推進委員会の中で 2 回検討した。尚、この事例の被告人本人からは、筆者以外の専門職の間で処遇について検討することの同意を口頭で得ていた。

事例検討を通して、通常あまり知る機会が少ない、刑務所内の処遇内容や流れ、保護観察所の新たな事業を知ることができ、活発な議論が行われた。

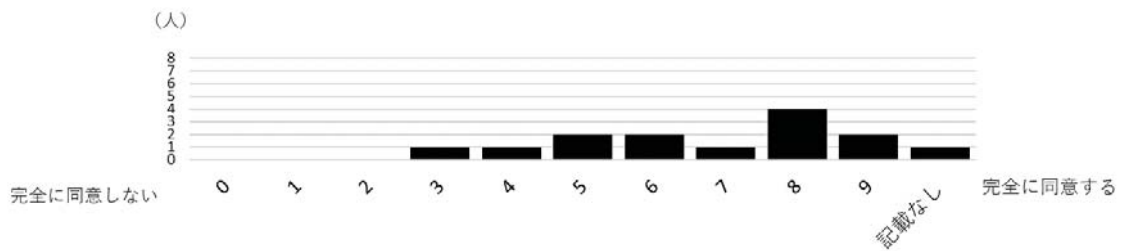
5 分析、考察

普段会議や実際の事例で顔を合わせることが増えた企画・推進委員メンバーであるが、デルファイ法を用いてあらためて互いの業務の役割や、その範囲、裏付けとなる法的根拠、それによる理念や文化の違いなどを視覚的に眺めることで、同じ触法行為の予防や再犯予防という目的のためでも、領域によって全く異なるアプローチをとることがわかった。このことを共有できたときの企画・推進委員間の空気感は、文字化するのとはとても難しいほどの衝撃であった。一方で、今年度の取り組みはソーシャルワークをする上での基盤整理的な意義が強く、介入研究のエビデンス集積や課題点の実態調査などとは異なる性質のものであった。また上記の空気感の共有は、担当者の配置換えや転勤により、またゼロに戻ると言わないまでも多くが消えてしまうだろう。

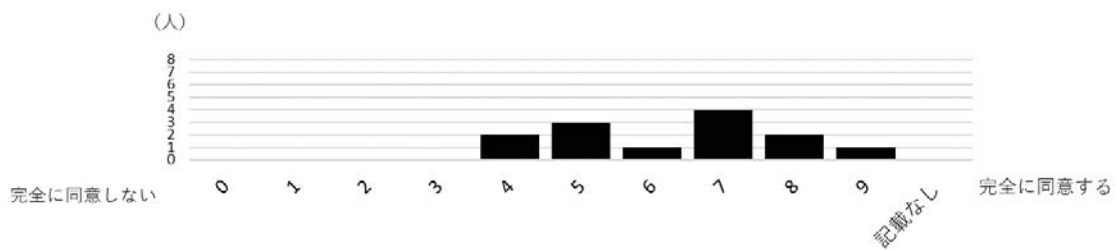
I. 成人の刑事事件において、被疑者段階から始まり全ての段階についておたずねします。
 (あ) 一貫して、司法による経過観察・判断・場合によっては介入すること、が必要である。

回答分布

1回目



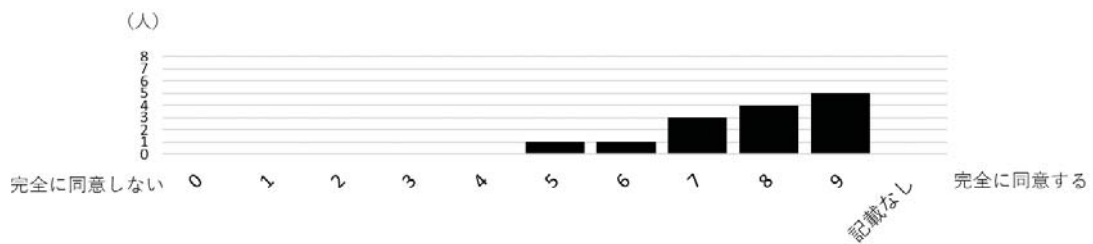
2回目



(い) 一貫して、ケース全体のコーディネートが必要である。

回答分布

1回目



2回目

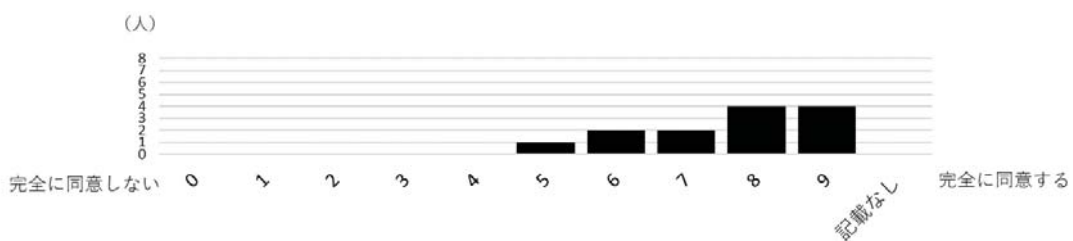


図1 デルファイ法数値データの集計結果 (1)

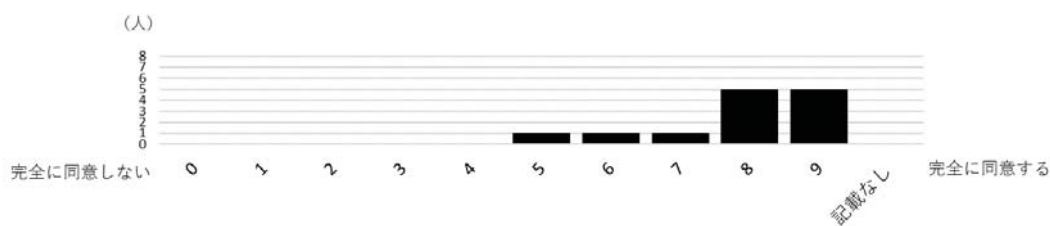
(う) 一貫して、被疑者（または被告、受刑者）の家族への支援が必要である。

回答分布

1回目



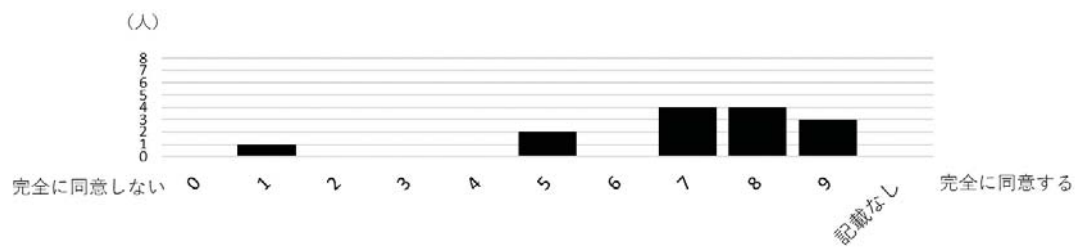
2回目



(え) 一貫して、本人への意思決定支援が必要である。

回答分布

1回目



2回目

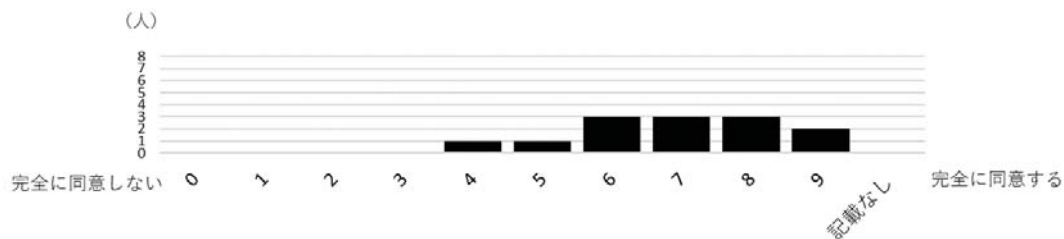
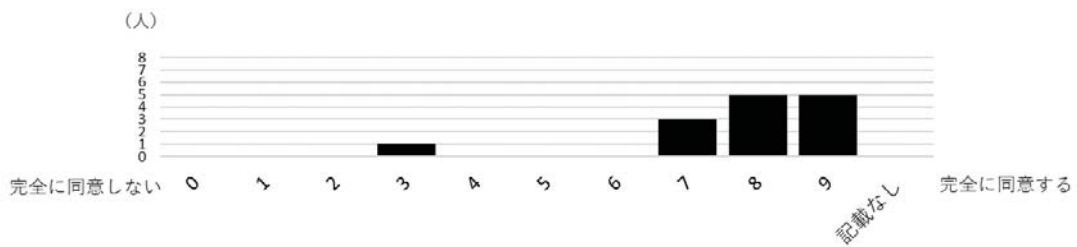


図2 デルファイ法数値データの集計結果 (2)

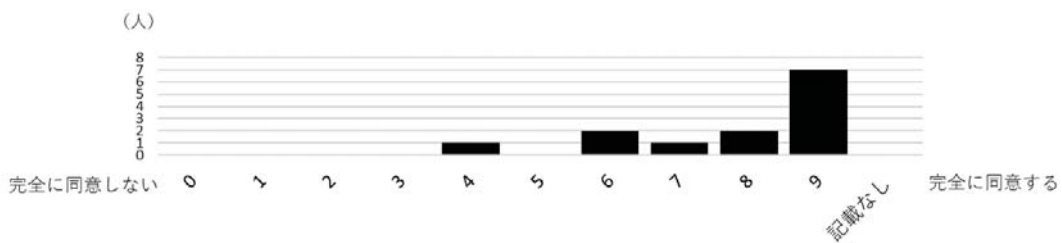
II. 成人の刑事事件において、被疑者段階についておたずねします。
 (お) 精度の高い本人及び環境のアセスメントと、それに基づく治療教育計画が必要である。

回答分布

1回目



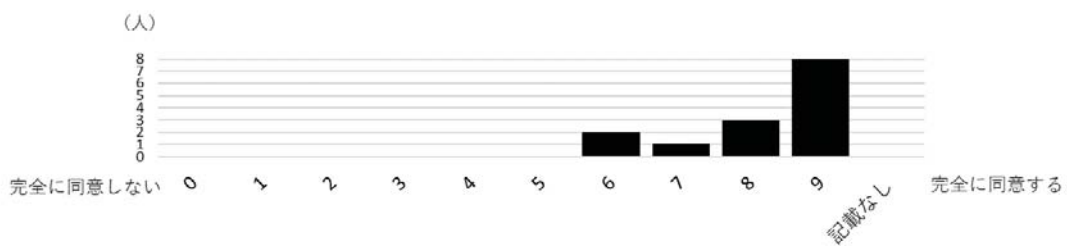
2回目



III. 成人の刑事事件において、矯正施設内での処遇段階についておたずねします。
 (か) 本人への専門的な治療教育や支援が必要である。

回答分布

1回目



2回目

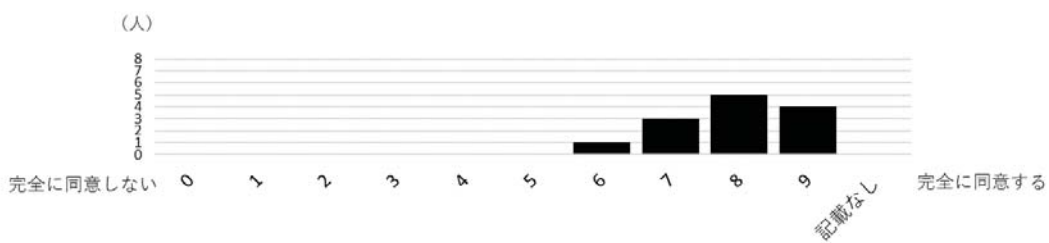


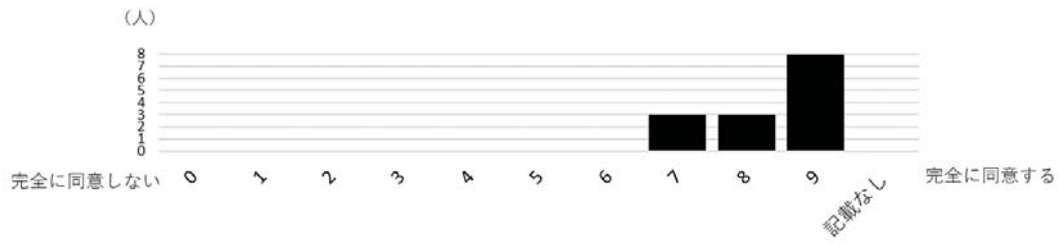
図3 デルファイ法数値データの集計結果 (3)

IV. 成人の刑事事件において、矯正施設から出所に向けた準備や引き継ぎについておたずねします。

(き) 退所後の生活を見越した環境調整と引き継ぎが必要である。

回答分布

1回目



2回目

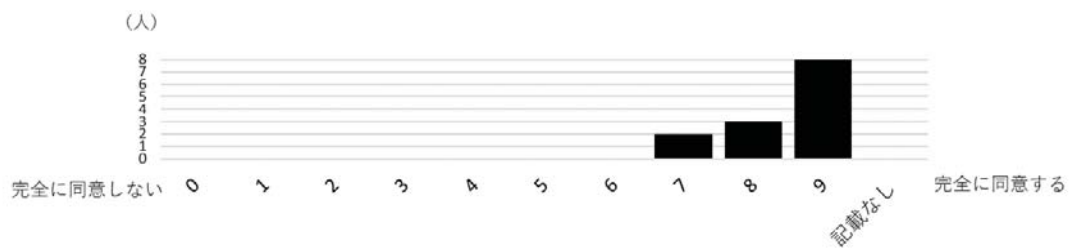


図4 デルファイ法数値データの集計結果 (4)

他害行為への、支援者の立ち位置・役割分担 確認シート

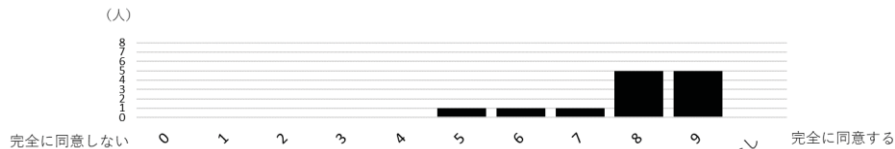
- 機関によって、よってたつ理論、大切にしている価値、できることに、違いがあります。
- それぞれの機関の違いを知り、必要な支援を多角的に検討し、役割分担をしましょう。

③事実に関するアセスメント

★チェック「家族への支援必要性」

有識者の見解

「一貫して、被疑者（または被告、受刑者）の家族への支援が必要である」



- ・無関心、関わりたくない家族もいるなど、ケースバイケースである。
- ・画一的な家族支援や制度化は困難

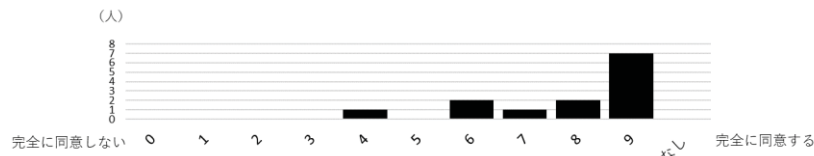


- ・長期にわたり家族に負担がかかることが多い
- ・国民感情もあり、家族の心情は計り知れない。国民が連携し家族が安心して話せる場づくり必要
- ・本人支援にも影響する

★チェック「アセスメントと治療教育計画の必要性」

有識者の見解

「精度の高い本人及び環境のアセスメントと、それに基づく治療教育計画が必要である」



- ・時間がかかると身柄拘束という人権の問題あり
- ・全員に行うのが困難な中、誰におこなうべきか
- ・誰が実施するのか
- ・社会の感情とのバランス
- ・被疑者段階で「治療教育計画」を立てることは、(刑罰を避けるためにという力が動き) アセスメントや計画にゆがみを生じさせる可能性



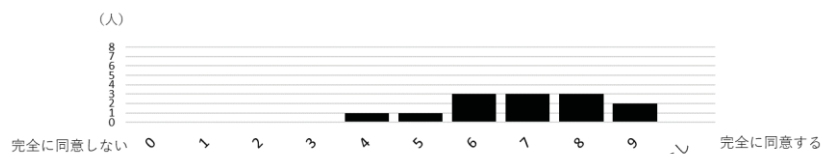
- ・疾病性や生活背景に関するアセスメントとそれに基づくジャッジメントが司法で行われるべき。すべて司法で行うのは困難と考えられるので、入口の段階で援助側（医療・福祉）と連携が必要
- ・起訴や実刑になっても、十分なアセスメントとそれに基づく計画は、服務先で考査する材料になる。タイミングやどの立場が実施するかも重要。
- ・刑務所に行くことが逆効果になる人を減らせる

④本人ニーズ中心コーディネーター

★チェック「意思決定への支援」

有識者の見解

「一貫して、本人への意思決定支援が必要である」



- ・支援と誘導の見極めが難しい
- ・後に誘導行為であった、誘導により誤った判断に陥ったなどと、申し立てる可能性がある。
- ・支援が必要な程度か？



- ・意思決定のどのプロセスに支援が必要な人なのか、ケースバイケースで見極めが重要
- ・わかりやすく説明する、意思を引き出す、誘導しない、意思を決定する支援は合理的配慮

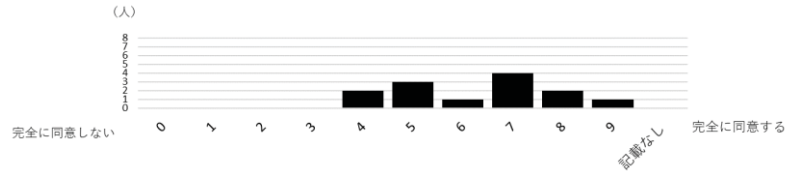
図5 補助シート左頁

⑤危機状況のコーディネーター

★チェック「強制力の行使」

有識者の見解

「一貫して、司法による経過観察・判断・場合によっては介入すること、が必要である」



- ・人権制約、強制力の側面も考え慎重になるべき
- ・本人の自由意志に基づかない治療にどれほどの治療効果があるのか
- ・現在は法律に基づく判断重視であり、援助困難

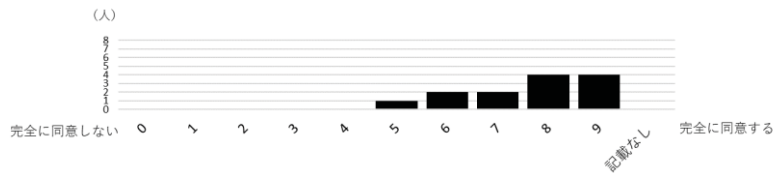
- ・医療や福祉への丸投げにせず保護観察や医療観察の可能性も考え連携やフォローアップすべき
- ・精神疾患と犯罪の因果関係を科学的根拠必要
- ・実行力や抑止力の必要性

⑥全体のコーディネート

★チェック「途切れる可能性」

有識者の見解

「一貫して、ケース全体のコーディネートが必要である」



- ・領域が異なると（服役が狭むなどすると）、一貫して一人がコーディネートするのは限界
- ・責任能力に問題ない場合（情報は本人のもの）

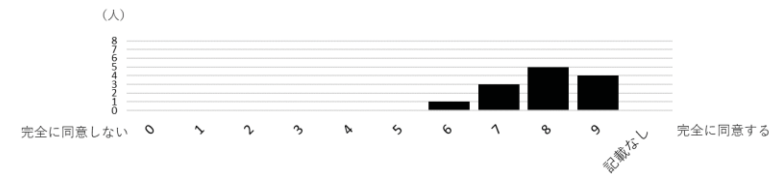
- ・地域の民間事業所の負担が大きい、公的なコーディネートシステムが必要
- ・司法、福祉の間で情報や支援が分断される

⑦リセット機関での治療教育・コーディネート

★チェック「地域生活を見越した治療教育・環境調整・移行計画」

有識者の見解

「本人への専門的な治療教育や支援が必要である」



- ・責任能力は公判段階で検討されており専門的支援の必要性はない。
- ・矯正の目的は治療教育ではない。
- ・収容数とスタッフ数・体制から、全員へは困難

- ・再犯率の高さを考えると専門性が必要
- ・特性にあわない処遇は時間とお金のムダ
- ・受刑者の多くに病識や認識がなく、半強制的に治療ができる少ない機会である。

有識者の見解

「退所後の生活を見越した環境調整と引き継ぎが必要である」



- ・全員へは困難

- ・どんな対象者でも行われるべき（特に累犯）
- ・ソーシャルワーカーが配置されても、矯正特有の強固なルールで必要な調整ができない。特別/一般調整からこぼれるケースもカバーできないはず。
- ・ただし服役中の行動観察情報には期待できない

図6 補助シート右頁


他害行為への、支援者の立ち位置・役割分担 確認シート

作成日時
作成者

他害行為への、支援者の立ち位置・役割分担 確認シート

①本人ニーズ・本人のつよみ

②おこりうる危機状況・本人のにがて




③事実に関するアセスメント →別紙
★チェック「アセスメントと治療教育計画の必要性」「家族への支援の必要性」

④本人ニーズ中心コーディネーター→別紙

- ・ 機関/連絡先:
- ・ 担当者:
- ・ お手強い内容:
- ・ できること/できないこと:

★チェック「意思決定への支援」



急がない担当

⑤危機状況のコーディネーター→別紙

- ・ 機関/連絡先:
- ・ 担当者:
- ・ 強制力の強さ/期間:
- ・ できること/できないこと:

★チェック「強制力の行使」



急ぐ'担当

⑥全体のコーディネーター

- ・ 機関/連絡先
- ・ 担当者
- ・ できること/できないこと

★チェック:

「途切れる可能性」

⑦リセット 機関での治療教育・コーディネーター

- ・ 機関/連絡先
- ・ 担当者
- ・ できること/できないこと
- ・ 治療教育/環境調整/移行計画の内容

★チェック: 「地域生活を見越した治療教育・環境調整・移行計画」



リセット担当

図7 役割分担可視化ツール

空気感とシステムづくり、基盤整理とエビデンス集積は、地域をつくる上での両輪となろう。次年度は、今年度共有できた空気感をできるだけ引き継ぐかたちでよりシステムティックな組織をつくり、同時に基盤整理を引き継ぐかたちでエビデンスを集積する必要があるだろう。具体的には前者については専門家チームによるリアルタイムの支援体制づくりを、後者については現行法における支援の実態と課題についての調査を、企画する予定である。

また、今年度作成した補助シートと役割分担可視化ツールについては、補助シートについては複数の専門家によってKJ法を再度行うことで、信頼性を高め、役割分担可視化ツールについては事例検討を繰り返す中で精緻化させていく予定である。

6 企画・推進委員会の実施状況

平成28年7月4日に第1回、平成28年12月2日に第2回、平成29年2月15日に第3回の企画・推進委員会が実施された（表1）。

表1 平成28年度企画・推進委員会の実施状況

	開催日	検討内容
第1回	平成28年7月4日	発達障害者支援開発事業計画について
第2回	平成28年12月2日	事業経過報告、可視化ツール検討、事例検討
第3回	平成29年2月15日	事業報告、事例検討、次年度取組について

7 成果の公表実績・計画

- (1) 厚生労働省思春期精神保健研修ひきこもり対策研修（平成29年3月9～10日）にて、今年度取り組みの一部を紹介した。
- (2) 札幌学院大学研究促進奨励金事業による第3回研究会（平成29年2月22日）にて、今年度取り組みを紹介した。
- (3) 札幌市自閉症・発達障害支援センターHPでツールを掲載することを検討中である。
- (4) 専門家向けの論文で上記研修内容と結果を公表する予定である。

以 上

事例

以下の 4 つの事例は全て、加害者が成人であり、かつ発達障害がある（または疑われる）、実際の事件を組み合わせた架空のものです。実際の年齢、罪名、診断名、状況に変更を加えています。尚、<>の中は、別紙「アンケート」の（あ）～（き）の中で特に事例に関連すると考えられるものを記しています。

事例 1 A さん、20 代

事件：傷害事件

診断名：うつ病

状況：（不起訴）不眠や悲観といったうつ病の要因が大きいため事件がおきたとの判断で、医療保護入院になることを条件に不起訴になったが、本人は医療保護入院直後に退院請求をおこし、また家族も報復を恐れたため退院に同意した。結局、刑罰も治療・支援も何も残らず、司法による観察や判断、介入も全て中断している状態である<（あ）（い）（う）（お）>。

事例 2 B さん、20 代

事件：殺人未遂

診断名：不安障害

状況：（懲役刑で初めて服役中、懲役 5 年）精神鑑定において対人的な不安障害とのみ診断されている。本人は「今にして思えば申告すればよかったと思うが当時はよくわからないまま弁護士とやりとりをしてしまった」と言っている。刑務所内では発達障害の傾向が顕著に見られ、本人も発達障害の診断告知を希望しているが、機能不全であるものの家族が身元引受人となっているために特別調整の対象にはならず、また刑務所内では精神科医療体制が整いきらないため有効な治療教育をすすめることは困難である。さらに、本人は出所後相談機関を訪れてみることに強い不安を訴えている<（う）（え）（お）（か）（き）>。

事例 3 E さん、50 代

事件：窃盗累犯

診断名：なし

状況：（懲役刑で数回目の服役中、懲役 3 年）被疑者段階で弁護士により発達障害が疑われたが同じ話を繰り返すなど認知症症状も強かったため、認知症専門医に接見を依頼した。犯行は寄異であり、供述もつじつまがあわない。医師意見書で認知症の可能性が強いことを訴えたが懲役刑が確定した。刑務所内では認知症の治療や専門的支援を行う体制が整いきらないため有効な治療や支援は困難である<（お）（か）>。

事例 4 C さん、30 代

事件：複数箇所放火

診断名：広汎性発達障害

状況：（懲役刑で初めて服役中、懲役 5 年）精神鑑定で広汎性発達障害と診断され本人へ告知済みである。本人の発達障害への自覚は強く、治療教育や支援を強く望み、被疑者/被告の段階から支援者と接見を重ねてきた。しかし長期の懲役刑が確定となり、それらは全て中断している<（い）（お）（か）（き）>。

以 上

アンケート

別紙の事例を読んだ後、下の（あ）～（き）の設問それぞれについて、0から9までの数字のどれか一つ〇をつけて回答してください。尚、設問は、IからIVまで刑事手続きの段階毎に並んでいます。また設問や回答についてご意見やご感想がある場合は自由既述欄にご記入ください。

送付締め切りは平成28年8月19日です。

I. 成人の刑事事件において、被疑者段階から始まり全ての段階についておたずねします。

（あ）一貫して、司法による経過観察・判断・場合によっては介入すること、が必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

（い）一貫して、ケース全体のコーディネートが必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

（う）一貫して、被疑者（または被告、受刑者）の家族への支援が必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

（え）一貫して、本人への意思決定支援が必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

II. 成人の刑事事件において、被疑者段階についておたずねします。

(お) 精度の高い本人及び環境のアセスメントと、それに基づく治療教育計画が必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

III. 成人の刑事事件において、矯正施設内での処遇段階についておたずねします。

(か) 本人への専門的な治療教育や支援が必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

IV. 成人の刑事事件において、矯正施設から出所に向けた準備や引き継ぎについておたずねします。

(き) 退所後の生活を見越した環境調整と引き継ぎが必要である。

完全に同意しない 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 完全に同意する

自由既述

アンケートは以上で終了です。お忙しい中のご協力、誠にありがとうございました。

アンケート返送は同封の封筒により、差出人無記名でお送りください、よろしくお願ひ申し上げます。